

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月16日

照会部署名 上京年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 森本 宏枝

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

城下

(案件)

(受付番号) No. 2010-526	勤務時間の短縮措置を受けている期間について の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取 り扱いについて
------------------------	---

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

育児介護休業法第24条により、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者について勤務時間の短縮等の措置を講ずることが事業主の努力義務として求められていますが、事業所が就業規則により小学校3年生までの子を養育する労働者に勤務時間の短縮を認めている場合、勤務時間の短縮により4分の3基準を満たさなくなる者については、育児介護休業法の規定外であることをもって、小学校就学以後については当該被保険者資格を喪失するという解釈になりますか。

受付番号 2010-455と合わせてご教授願います。

事業所は国立大学法人であり、共済組合加入と厚生年金保険加入者が混在しますが、当該事例では小学校就学以後について共済組合は資格喪失の取扱いとなるとのことです。

常勤：週38.45時間

該当者：週30時間（1日6時間）勤務のところ、時間短縮により週20時間（1日4時間）となる。

〈昭和55年6月6日内かん〉

〈平成17年3月29日保保発第0329001号〉

(回答)

短時間就労者にかかる被保険者資格については、昭和 55 年 6 月 6 日付け内かんにより、当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるか否かで判断すべきもので、労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して認定することになり、その場合、1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね 4 分の 3 以上である就労者については、原則として被保険者として取り扱い、前記以外の者であっても内かんの趣旨に従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合もあり、その認定に当たっては就労の形態等個々具体的な事例に即して判断すべきだと取り扱っている。

本事例については、就業規則に基づき小学校入学から小学校 3 年生までの子を養育する労働者の勤務時間が短縮されれば、長期的かつ継続的に 1 日の所定労働時間が通常の就労者の 4 分の 3 未満であることが明確であるため、被保険者資格は喪失になります。

ただし、労働契約書等で定められている所定労働時間等のみで判断することが適當ではない場合（例えば残業により日によって労働時間が大きく変動する者）もあり、あくまでもそれぞれ個別のケースとして、具体的な事例に則した総合的な判断が必要となります。

回答日	平成 22 年 10 月 29 日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 高橋 勝
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----